

◆◆◆ 【所在地での不在者投票について】 ◆◆◆

阿南町の選挙人名簿に登録されている方が、仕事（学業）等で町外に滞在している場合、阿南町選挙管理委員会に投票用紙を請求して、阿南町以外の最寄りの市区町村の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。（県外の市区町村でも可。）

対象となる選挙

令和6年10月27日執行 衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

投票手順

1 投票用紙等の請求について

「不在者投票宣誓書兼請求書」に正確に必要な事項を記入します。

入場券または、本人確認書類（運転免許証・健康保険証等の写し）を添えて、直接阿南町選挙管理委員会事務局（阿南町役場内）へお持ちいただくか、郵送で投票用紙等を請求してください。

請求先

〒399-1511

長野県下伊那郡阿南町東条58番地1

阿南町役場内

阿南町選挙管理委員会事務局

※選挙期日の公示日前でも請求できます。

2 投票用紙等が届いた後の注意点と最寄りの市区町村での投票について

《お届けする書類》

- ・投票用紙 各1枚
- ・不在者投票用紙内・外封筒 各1枚
- ・不在者投票証明書入り封筒
- ・候補者選挙公報等（選挙公報は10月21日から配布）

以上の書類を公示日（10月15日）の翌日以降「選挙事務」と押印した封書でお送りします。（この時点では投票用紙には何も記載しないでください。）

この時点で投票用紙に記入したり、不在者投票証明書入り封筒を開封すると不在者投票ができなくなりますのでご注意ください。

お届けした「選挙事務」と押された封書一式をお持ちの上、お早めに最寄りの市区町村の選挙管理委員会へお出かけいただき、選挙管理委員会の指示により投票してください。

※投票できる期間、場所、時間が異なる場合がございます。事前に最寄りの市区町村の選挙管理委員会へお尋ねください。

※投票が済んで返送された投票用紙は、投票日（10月27日）の投票所閉鎖時刻（午後7時）までに、阿南町の投票所に到着しなければなりません。郵送には日数がかかりますので、投票用紙の請求や投票の手続きはお早めをお願いします。

3 投票用紙等の返送について

不在者投票手続きの済んだ投票用紙等は、投票した最寄りの市区町村の選挙管理委員会がお預かりします。

注意事項

投票用紙等受領後、ご都合により投票できなかった場合は、必ずその投票用紙等を阿南町選挙管理委員会事務局まで返送してください。

※ご不明な点等ございましたら、ご面倒でも下記担当までご連絡ください。

阿南町選挙管理委員会事務局

担当 林

電話：0260-22-2141

FAX：0260-22-2576